

「GISアクションプログラム2010」(案)に寄せられたご意見について  
～パブリックコメントに対する回答～

平成19年3月22日  
測位・地理情報システム等推進会議  
測位・空間情報の整備に関するワーキンググループ

「GISアクションプログラム2010」(案)につきまして、平成19年2月3日より2月26日までの間、国民の皆様にご意見を募集(パブリックコメント)した結果、165件のご意見をお寄せいただきました。

これらのご意見を参考に、本プログラムの本文を修正した上、本日、「測位・地理情報システム等推進会議」で決定いたしました。

●ご意見をお寄せいただいた方々の概要及び主なご意見の概要とそれに対する回答は以下の通りです。

個人：52件(男性51件、女性1件、50代の男性の意見が24件)

団体：99件(民間企業17件、地方公共団体73件)

不明(匿名でのご意見)：14件

ご意見等	回答
<b>1. 基盤地図情報に係る施策に対するご意見</b>	
<b>(1) 定義について (12件)</b> ○基盤地図情報の定義を明確にしてほしい ○地形図は基盤地図情報に含まれないのか ○大縮尺地図の定義を明確化してほしい など	p 8の「1. (1) 基盤地図情報に係る施策」に明記してあります。なお、基盤地図情報の仕様・基準については、現在検討中であり、2007年度なかばまでに明確化します。
<b>(2) 精度・品質・構造について (9件)</b> ○基盤地図情報の精度は地図情報レベル2500及び地図情報レベル1000であるべき など	要求精度、データ構造及び品質確保の仕組みといった技術的な仕様基準を2007年度なかばまでに作成します。精度レベルについては、各種法令で定められている地図の縮尺等を踏まえて定めるべきものと考えており、今回頂いたコメントも含め、今後地方公共団体や民間企業等のご意見を十分に伺いながら、仕様基準を策定してまいります。  p 8の「1. (1) ①基盤地図情報整備・ルール策定等」の1行目を「国は、国・地方公共団体が基盤地図情報を整備する際に基づくべき、 <u>作成手法、要求精度、データ構造、品質確保の仕組み等に関する基準・ルールを</u>

	<p>2007 年度なかばまでに策定し、普及等を行う。その際には、各種法令で定められている地図の縮尺を踏まえ、より高い精度の基盤地図情報が整備されるよう配慮する。また、国及び地方公共団体の測量業務の～」と修文します。</p>
<p>○第三者が基盤地図情報の品質の試験を行うべき</p> <p>○民間の測量成果を使えるよう品質評価の仕組みを構築すべき</p> <p>など</p>	<p>p 10 の「(2) ①地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等」の7行目を「～を担保する方法、民間測量成果を公共測量に利用することについての検討等を行うとともに、台帳・統計情報等の～」と修文します。</p>
<p><b>(3) 基盤地図情報の元データとなる公共測量成果の提供・活用について (4件)</b></p> <p>○基盤地図情報整備の担い手の大部分が地方公共団体であることから、ワンストップサービスに向けた地図整備の仕組み構築等にあたっては地方公共団体の意向を踏まえてほしい</p> <p>など</p>	<p>測量法においては、測量の重複を避けるため、測量成果の有効活用を図ることとしていますが、公共測量成果を利用する場合には、地方公共団体等と十分に調整を図ってまいります。</p>
<p>○地方公共団体が整備する元データは市町村の財産でありそれを使う場合は相当の使用料を支払うべき</p> <p>○データ提供者の作業負担軽減やデータ整備費用の一部負担などの方策を明確に示してほしい</p> <p>など</p>	<p>基盤地図情報は地理空間情報の最も基本的なデータであるため、できるだけ無償で広く提供することが望ましいと考えています。</p>
<p><b>(4) 整備・更新のための仕組みについて (17件)</b></p> <p>○市町村境界でのズレ等によるデータの作り直しなどがなく一元的に整備できる仕組みを構築すべき</p> <p>など</p>	<p>p 8 の「1. (1) 基盤地図情報に係る施策」に、地理空間情報の相互利用や重ね合わせをより円滑に行われるようになるための取組について明記してあります。</p>
<p>○基盤地図情報の整備期限や整備主体を明らかにすべき</p> <p>など</p>	<p>p 6 の「2. (2) 計画の期間」に明記してあるとおり、2006 年度から概ね5カ年で基盤地図情報が位置の基準として相応しい整備水準となることを目指しています。</p> <p>また、p 8 の「1. (1) ②基盤地図情報の整備・更新」に明記してあるとおり、国及び地方公共団体が整備主体です。</p>
<p>○更新についても体制を整備すべき、整備</p>	<p>p 13 の「4. (2) ①GIS官民推進協議</p>

<p>計画の策定や進捗評価を行う専門家会議を設置すべき など</p>	<p>会の充実」のとおり産官学連携を密にすることは明記してあります。今後は、この取組を通じてGIS施策を推進していきます。</p>
<p>(5) 地籍図・登記所備付地図の整備について (5件) ○国民や企業だけでなく公共事業や公共施設管理においても地籍情報は閲覧頻度が高い有用な基盤データであるので重要性について述べるべき ○都市再生街区調査事業による官民境界調査等を推進し、地積測量図や登記所備付地図の整備に活用してほしい ○法務局の地図データを電子化し他省庁と横断的に活用してほしい など</p>	<p>p 8の「第Ⅱ部 1. (1) 基盤地図情報に係る施策」に、別紙1を追加します。</p>
<p>(6) 測量法の複製・使用承認の手続き及び公共測量作業規程準則について (3件) ○測量法による複製・使用承認の規制のため手続に手間が掛かり費用が高んでいるため、複製・使用承認に係る規制を合理化して欲しい</p>	<p>p 10の「1. (2) ①地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等」に明記してあるように、測量成果の複製・使用承認に係る規制の合理化等を図るため測量法を改正します。</p>
<p>○公共測量作業規程準則に旧来型の手法が規定されていることが新技術の利用をしようとする意思を阻んでいる など</p>	<p>p 8の「1. (1) ①基盤地図情報整備の基準・ルールの策定等」に明記してあるように、公共測量作業規程準則を新技術の利用を取り入れられるように改定します。</p>
<p><b>2. 地理空間情報全般に係る施策に対するご意見</b></p>	
<p>(1) 流通の促進について (4件) ○地方公共団体の地理空間情報の流通を促進するため、品質責任、財産権の所在等のガイドラインを作成して欲しい。</p>	<p>p 8の「1. (1) ①基盤地図情報整備の基準・ルールの策定等」、p 10の「1. (2) 地理空間情報全般に係る施策」に明記してありますように、各種のガイドラインを作成します。 また、別紙2の通り修文します。</p>
<p>○新規の地図データを作るだけでなく、現在運用されている様々なシステムで利用可能となるようデータ変換できるような仕組みの整備も必要である など</p>	<p>現在運用されている様々なシステムでデータ交換が可能となるよう、現在、個別施策43に明記してある「地理情報共用Webゲートウェイの構築」を進めています。</p>

<p>(2) 地理識別子について (6件)</p> <p>○地理識別子を緯度経度表示するためには「地名辞典」が必要など</p>	<p>G I Sの基本となる地名辞典(地名の緯度経度データ)として、数値地図 25000 (地名・公共施設)、都市計画区域内の街区レベルの住所データを、既に国土交通省が提供しています。</p>
<b>3. 地理空間情報の利用・活用に係る施策</b>	
<p>(1) 行政におけるG I Sの活用について (3件)</p> <p>○防災などの行政運営や、行政の情報提供について、G I Sを効果的に活用するようすべきであるなど</p>	<p>p 12 の「2. (1) 国における利用・活用」の1行目を「<u>防災、森林管理、犯罪情報分析</u>」と修文します。</p>
<p>(2) ソフトウェアの問題 (10件)</p> <p>○G I Sで使える、ソフトウェアの標準規格を定めて欲しい</p> <p>○日本語版の簡易なソフトウェアをオープンソースで整備公開して欲しい</p> <p>○国や地方公共団体がソフトウェアを開発して無償で配布すべきであるなど</p>	<p>別表 43 の「地理情報共用WEBゲートウェイの構築」を「～各府省のシステムが共通して備えるインターフェイス(当面は国際標準規格である <u>W M S : Web map server interface</u>)の普及を促進するとともに～」と修文します。</p>
<b>4. 普及・人材育成の推進についてのご意見</b>	
<p>(1) G I Sに関する教育等の充実について (7件)</p> <p>○「空間的な思考」を育成するため学校教育において地理教育を充実させて欲しい</p> <p>○大学における公開講座によるG I Sの普及及び人材育成を実施すべき</p> <p>○小学校から大学まで利用できるデータやソフトを無償で提供すべきなど</p>	<p>学校教育における各教科・科目の学習内容については、現在、改正教育基本法や国会審議等を踏まえ、中央教育審議会が学習指導要領全体の見直しを行っているところです。また、各大学は教育研究に主体的・自主的に取り組んでおり、G I Sに関する公開講座を含め、それぞれの個性や特色を踏まえた取組が一層なされるよう促しているところです。</p> <p>さらに、国土交通省では、平成 15 年から平成 17 年度において「G I S利用定着化事業」として、群馬県の小・中・高等学校において、G I Sを用いた実験授業を行い、成果の提供を行っています。</p> <p>なお、学校教育において数値地図等の測量成果を利用する際の複製承認の手続きを簡素化するなど学校教育において測量成果を容易に利用できるよう進めて参ります。今後も、学校でのG I Sの活用について積極的に支援します。</p>

<p>(2) GISに関する資格制度の充実について(1件)</p> <p>○民間の技術力やサービスの安全性及び効率性確保のため、GISに関する資格制度が必要である</p>	<p>民間の技術力やサービスの安全性及び効率性確保のためには、GISに関する知識や技術力を保持することが重要であると考えられるため、その必要性等について検討します。</p>
<p><b>5. 著作権、個人情報保護、セキュリティ等調査研究についてのご意見</b></p>	
<p>(1) 基盤地図情報の流通における著作権等の問題について(3件)</p> <p>○地図会社等は基盤地図情報を利用して作成した地図を販売できるように権利関係の整理をすべき</p> <p>○地図データの著作権を主張する団体の存在が地図データの流通を阻んでいるなど</p>	<p>本計画では、「国は、その保有する基盤地図情報を、原則としてインターネットを利用して無償で率先的に提供する。」としております。地方公共団体の保有する基盤地図情報については、流通促進すべく地方公共団体と十分に協議・調整を図ってまいります。</p> <p>また、別紙2のとおり修正します。</p>
<p>(2) 公開による個人情報保護や安全保障等の侵害について(2件)</p> <p>○安全保障、個人情報保護等の観点から、地理空間情報の無制限な公開には疑問があるなど</p>	<p>p10の「第II部 1.(2)④個人情報の保護、国の安全に及ぼす影響等への配慮等」を別紙2のとおり修正します。</p>
<p><b>6. 技術開発の推進</b></p>	
<p>測量技術の高度化及び基盤地図情報の更新技術の開発について(5件)</p> <p>○GIS空間位置情報の取得のための技術は測量法に定義される測量だけでなく、多様なセンサー機器及び情報処理網を利用する技術となっており、「空間情報取得技術、測量技術の高度化」との表現が適切ではないか</p> <p>○地図データと工事に関わる設計図書のCADデータとを、相互に連携・補正が可能になるように技術開発等が望まれるなど</p>	<p>p12の「3.(4)技術開発の推進」を「～向上を図るため、<u>産学官連携をはかりつつ、国は測量技術の高度化、人工衛星によるリモートセンシングや各種センサー機器等による地理空間情報の取得技術、工事図面のCADデータ等を活用した基盤地図情報の更新技術、GISの操作性の向上～</u>」と修正します。</p> <p>CADについては、個別施策52(工事図面等を活用した基盤地図情報の更新技術の開発)に明記してあります。</p>
<p><b>7. 国際的取組の強化に対するご意見</b></p>	
<p>国際的取組の強化について(3件)</p> <p>○ISOにおいて日本からの積極的な提案を行っていくことで国際的なイニシアチブをとることが必要である</p> <p>○国内でお手本となるようなGISの実用システムを整備し、それを国際的に普及</p>	<p>これまでもISOにおいて国際規格の作成に参画している。日本発の国際標準の策定を目指して努力します。</p>

展開することが重要である など	
<b>8. 各主体の役割及び参加・連携の強化についてのご意見</b>	
横断的なGIS部門の創設について(3件) ○政府内、地方公共団体内での横断的なGIS(管理)部門の創設が必要である など	政府においては、測位・地理情報システム等推進会議で横断的に取り組んでいます。また、地方公共団体においても、横断的な取組があると承知しています。
<b>9. 国による補助、支援等についてのご意見</b>	
国による補助、支援等について(19件) ○地方公共団体におけるデータやシステムの初期投資やフォーマット変換等を行う場合に、費用の補填をして欲しい など	現在、統合型GIS導入や、共用空間データの整備については地方交付税措置があります。また、国の個別事業によるGISに関する支援施策もあります。 中長期的に見ればGISの導入は業務効率化が図れるなどコスト面から見てもメリットがあるものと考えています。
○民間の地理空間情報に関わるデータベース産業育成のために国の支援をして欲しい など	どのような支援が必要なのか具体的にご提案下さい。 GISに関する産業育成については、GIS官民推進協議会において議論していきます。
○街区基準点は国の管理とするか、法律で市町村が管理を行うこととし費用の一部を補助して欲しい など	街区基準点は現在、国が管理していますが、市町村が移管に同意したら市町村に移管することにしています。市町村に移管後、地籍調査を実施している市町村については、基準点の管理等を地籍調査の補助の対象に含めることとしています。

その他、今回賜りましたご意見に関しましては、今後の施策展開の中で留意してまいります。

## 8 p 第Ⅱ部 1. (1) ④地籍図・登記所備付地図の整備の推進

地籍はいわば「土地に関する戸籍」であるが、地籍図、登記所備付地図（不動産登記法14条1項に規定する地図）は基盤地図情報と相当部分が重なるものであり、これらの整備はGISを推進する上で重要である。しかし、2006年3月末の地籍調査の全国の進捗率は47%で、特に都市部（人口集中地区：約12,300km<sup>2</sup>。約8,300万人が居住）の進捗率は19%にとどまっており、それ以外の土地についてはいまだに明治時代に作成された不正確な公図が地図に準ずる図面（同法14条4項に規定する図面）として用いられている。このような都市部の地籍整備の状況を改善するため、2004年度から国土交通省は、都市再生街区基本調査を行ってきた。

都市再生街区基本調査では、2004～2006年度に全国の人口集中地区のうち地籍調査未実施の地区（721市区町。約10,100km<sup>2</sup>）において、地籍調査等を実施する際に必要となる街区基準点を200m間隔の高密度で整備するとともに、街区角の位置の測量、地図に準ずる図面の電子化、道路管理部門などに散在する境界関連資料の収集、データベース化を行い、市区町が地籍調査を実施するために必要な基礎的条件を整備した。さらに、2007年度からは、密集市街地や中心市街地などにおいて、地籍調査の前提となる街区の外周位置を測量していく。

また、不動産登記法が改正され、2005年3月から登記所備付地図及び地図に準ずる図面の電磁的記録が可能となっており、法務省は2010年度までに登記所備付地図及び地図に準ずる図面の電子化を完了する。

2006年度から、国土交通省では都市再生街区基本調査の対象地域について、地図に準ずる図面と現況のずれの程度を公表し、住民の地籍調査への意識を喚起している。また、国土交通省と法務省は、地図に準ずる図面と現況のずれの程度に応じ、①極めて精度の高い地図に準ずる図面については、地籍調査を経ずに簡易な手法で登記所備付地図とする、②現況と一定程度一致する地図に準ずる図面については、市区町に地籍調査の実施を強力に働きかけていく、③土地の並び順も含め大きく現況と異なる地図に準ずる図面については、地籍調査や法務省が登記所備付地図作成作業を実施することにより、都市部における地籍の明確化を推進する予定である。

さらに、国は不動産登記法に基づく筆界特定制度（筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界（筆界）を適正かつ迅速に特定する手続き。2005年度に導入。）や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度（ADR）も活用して、地籍の明確化を推進していく。

地籍図・登記所備付地図の筆界情報は道路縁（街区の形）データなどの基盤地図情報の整備に活用することができ、逆に、基盤地図情報が整備されていれば、地籍調査を行うにあたって、資料収集作業の効率化、基準点情報や道路縁データの地籍図作成作業工程での活用が可能となる。このように、地籍図・登記所備付地図と基盤地図情報は互いに整備を推進する関係にあることをふまえ、国の各機関は相互に連携して整備を推進していく。

別表に以下を追加

	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
8	登記所備付地図及び地図に準ずる図面の電子化	登記所備付地図及び地図に準ずる図面の電子化を行う。	法務省	2010年度までに電子化を完了する。

以上

## 9 p 第Ⅱ部 1. (2) ④個人情報の保護、国の安全に及ぼす影響等への配慮等

### ア. 個人情報の保護

地理空間情報の利活用は、国民生活の向上や国民経済の発展に多大な利益をもたらすものであるが、その際には、個人情報の保護への配慮を適切に行う必要がある。

「個人情報」とは、基本的には、「生存する個人に関する情報」(生存する個人の精神、身体、財産、社会的地位、身分等に関して、事実、判断、評価を表す情報)であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」をいうが、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」(当該情報のみでは直接的には本人を識別できない情報でも、一定の条件の下での照合によって間接的に本人を容易に確認できるもの)も含まれる(個人情報の保護に関する法律第2条)。

個人情報については、個人情報保護法制(個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律、地方自治体の定める個人情報保護条例等)に適合した取扱いが必要であり、個人情報に該当する地理空間情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づく不開示や訂正請求・利用停止請求への対応等が必要となる。

G I Sの推進施策は、当面は、基盤地図情報の整備を中心とするものであるが、基盤地図情報は、基準点や公共施設等の位置を示す公共的な情報であるため、基本的に個人を識別できる情報を含んでいない。このため、基盤地図情報については、その整備・提供を積極的に推進していく。

他方、基盤地図情報以外の地理空間情報には様々な情報があり、個人情報を含むものもあるため、個人情報保護法制の遵守に十分な注意が必要である(ただし、基本基準点及び公共基準点の測量記録、道路台帳(図面)、登記地図のように土地所有者や住所・地番等の個人を識別できる情報を含んでいても、測量法、道路法、不動産登記法といった個別法令に基づき、公開の公益性が優先され閲覧等が義務付けられている情報もあることにも注意が必要である)。このため、G I S上で情報を照合することにより間接的に個人を識別できる場合を含め、どういった範囲の地理空間情報が個人情報に該当するのか、個人情報に該当する地理空間情報については個人情報保護法制に照らして実務上どのような加工処置や提供制限などの措置が必要となるのか、等についての具体的な判断指針が必要と考えられる。こうした観点から、地理空間情報の活用に際しての個人情報の取扱いに関するガイドラインの策定を行う。

### イ. データの二次利用

国や地方公共団体等から提供される地理空間情報を利活用して民間がサービスを提供する場合には、提供された地理空間情報をより使いやすい情報に加工したり別の情報を付加すること(いわゆるデータの二次利用)によって、より付加価値の高い地理空間情報を作っていく必要がある。このためには、データ提供元において、データの二次利用の許諾の考え方や著作権、財産権等の具体的な処理の方法をあらかじめ明確にしておく必要がある。このため、こうした観点から、地理空間情報の二次利用の許諾の考え方や著

著作権等の処理の方法についての標準となるガイドラインを策定する。

#### ウ. 国の安全に及ぼす影響

例えば、重要な施設の詳細が公開されている情報を超えて明らかとなるような画像情報については、国の安全の観点から提供に一定の配慮が必要である。このため、地理空間情報の流通が国の安全に及ぼす影響や国の安全にかかわる地理空間情報の管理について、国は、調査検討を行う。

以上